

奈良県告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり決定する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路保全課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

令和四年四月八日

奈良県知事 荒井正吾

一 道路の種類 一般県道

二 路線名 檀原新庄線

三 道路の区域

路線 番号	区 間	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備 考
2 7 8	葛城市新村五〇一番一 先から 葛城市新村一五五番一 先まで	一二・五 ） 二八・四	五四八・四	